

【個人情報ファイル簿】

個人情報ファイルの名称	障害児通所支援支給決定資料
実施機関の名称	市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課
個人情報ファイルの利用目的	サービスの支給決定に係る面談調査の記録や決定の根拠資料を保管し、適正なサービスの支給を継続する上での参考資料とするため
個人情報の記録項目	1：氏名、2：生年月日、3：性別、4：個人番号、5：住所、6：電話番号、7：受給者証番号、8：健康状態、9：身体特徴、10：行動・精神特徴、11：職歴、12：学歴、13：家族状況、14：婚姻歴、15：親族関係、16：居住状況、17：課税情報、18：障害種別、19：障害等級、20：年金等級、21：生活保護受給状況、22：入所・入院歴、23：支給決定サービス内容、24：利用者負担上限月額情報、25：収入・資産情報、26：利用事業所情報
記録される個人の範囲	障害児通所支援の申請を行った者（保護者）及びその児童（受給児童）
記録情報の収集方法	本人からの聞き取り・申告
要配慮個人情報の有無	☒ 有 ☐ 無
記録情報の経常的な提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務部 総務課 総務係 （所在地）加古川市加古川町北在家 2000 消防庁舎 2 階 行政資料室
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	根拠法令： 内 容：
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無 ☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備考	

「法」・・・個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）

「令」・・・個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）